

町で実施する **新たな** 支援策・助成金等

町で新たに実施する支援策や助成金等を掲載しています。ここに掲載したもののほか、町や国・県などが実施する支援策等の一覧表を広報と一緒にお配りしましたのであわせてご覧ください。(特別定額給付金は16ページ) 詳しい内容などは各「◎問い合わせ先」までご連絡ください。

小規模事業者等持続化応援支援金

※国の持続化給付金の対象とならない事業所を応援します

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている町内小規模事業者(農家を含む)に対して、事業の継続を下支えし、経営の安定化を応援するため、事業全般に広く使える支援金を給付します。

■支給対象者

町内小規模事業者(法人、個人事業主)
※従業員数:製造業ほか20人以下、商業・サービス業5人以下

■支給額

一律20万円[1事業者1回限り]

■申請期間

令和2年6月1日～7月31日

■支給要件

- 令和2年2月から申請日の属する月の前月までの期間において、前年同月比30%以上50%未満の減少が1か月以上あり、前年同月比の売上が20万円以上減少していること
- 国の「持続化給付金(売上が前年同月比で50%以上減少している事業者等を対象とした給付金)」を申請していないこと

◎問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線153) 直通75-6207

新サービス創出応援補助金

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛要請等の影響を受け、売上が落ち込んでいる町内飲食事業者が新たなサービスとして「テイクアウト」や「デリバリー(宅配)」など経営の多角化や売上げを確保する取り組みに対し、初期経費を補助します。

■補助対象者

町内の飲食事業者

■補助限度額

20万円(補助率10/10)[1事業者1回限り]

■申請期間

令和2年6月1日～8月31日

■補助対象経費

梱包、包装資材等の購入費(テイクアウト用容器)、チラシ等印刷物制作委託費、広告宣伝費、Webサイト制作委託費、モバイルオーダー用アプリ導入費 など

◎問い合わせ先 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線153) 直通75-6207

農業支援特別利子助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により、農産物の販売不振や価格下落など、農業者が農業経営を維持するための借入(ながの農協が取り扱う新型コロナウイルス対策の融資)に対し、自己負担となる利子を補助することにより、町内農業者の資金繰りを支援します。[実質無利子化]

■補助対象者

JAアグリマイティローン「災害緊急資金」の融資を受ける町内在住の販売農家
※令和2年6月1日～令和2年12月30日までの借入申込が対象

■利子助成期間

融資実行から3年間

■利子助成率

借入農家が負担する金利全額補助

◎問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111(内線152) 直通75-6207

スタンプラリー消費回復応援事業

※坂城町商工会との連携事業

新型コロナウイルス感染症の拡大により、業況が悪化している町内商業やサービス業を営む事業所の経営回復と事業継続を図り、地域における消費喚起を促すため、スタンプラリーを行います。

■実施内容

- 町内店舗で1,000円以上の買い物等をするスタンプを1回押印(同店舗複数押印不可)
 - 6月、7月にスタンプ用紙を全戸配布
 - 各月5店舗以上のスタンプを集め、商工会へ提出すると坂城町商品券を進呈
- ※更に提出したスタンプ用紙を応募券とし、抽選によりプレゼントを進呈

■実施期間 スタンプラリー：令和2年6月1日～7月31日 抽選会：8月

◎問い合わせ先 坂城町商工会 ☎82-3351

子育て世帯を応援するため町独自の支援を行います

新型コロナウイルス感染症の感染防止の取り組みに伴い、子育て世帯の方への経済的影響が懸念されることから、町独自に下記の事業を実施します。①と②については、対象者に申請書をお送りしていますので、忘れずに申請をお願いします。

①子育て応援特別給付金

国で行う児童手当上乗せ給付金の対象外となる高校生を中心に、18歳未満のお子さんに1万円の給付を行います。

②子育て応援特別事業

18歳未満のお子さんがあるひとり親のご家庭に対して、1世帯につき、2万円の「坂城商品券」を配布します。

③子ども応援特別事業

18歳未満のお子さん全員に、2千円の「図書カード」を5月中に配布しました。

◎問い合わせ先 教育文化課子ども支援室 ☎82-3111(内線253) 直通75-6209

「就学援助費」「奨学金」の増額について

①就学援助費の増額(特別支援費の支給について)

経済的理由により就学が困難な者に対して就学援助を行い、義務教育の円滑な実施を目的に行っている「準要保護児童生徒援助費支給事業」の対象者に対し、特別支援費として30,000円/年を上乗せして支給します。

※準要保護児童生徒の認定を受けるには、在籍する学校長の意見が必要ですので、直接学校へお問い合わせください。

②奨学金の増額(特別応援奨学金の給与について)

坂城町に居住し義務教育を終えて進学し、経済的理由によって修学が困難な者に対して給与している「坂城町奨学金」の対象者に対し、特別応援奨学金として5,000円/月を上乗せして支給します。

※奨学金の申請には、卒業した学校長または在籍する学校長の推薦が必要です。

◆①・②とも、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯も対象となります。

◎問い合わせ先 ①・坂城中学校 ☎82-3080 ・坂城小学校 ☎82-3161
・南条小学校 ☎82-3141 ・村上小学校 ☎82-2228

②教育文化課学校教育係 ☎82-3111(内線253) 直通75-6209

納税の猶予（徴収猶予）の特例制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入・事業収入等に相当の減少があり、下記の対象となる方および法人は、1年間、町税の納税猶予を受けることができます。

■対象となる方について

次の①・②のいずれも満たす個人・法人が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて、概ね20%以上減少していること。
- ②町税を一括して納付することが困難であること。

■対象となる町税について

令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間を納期限とする町県民税・法人町民税・固定資産税などほぼすべての町税が対象となります。

■申請期限について

申請期限は、令和2年6月30日（火）、または、対象町税の納期限のいずれか遅い日までです。

◎問い合わせ先 総務課収納推進係 ☎82-3111（内線142） 直通75-6206

持続化給付金の申請受付が始まっています

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛等で大きな影響を受けている、中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者（農家を含む）及びその他各種法人等に対して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える「持続化給付金」の申請受付が始まっています。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者等を対象とした給付金を支給する制度です。

詳しくは、下記「問い合わせ先」までご連絡ください。

■給付額について

法人は200万円、個人事業者は100万円を上限として給付されます。

◆給付額の算定方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

※昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。



■給付金の申請方法について

申請は原則電子申請となりますので、経済産業省「持続化給付金」ホームページにアクセスして基本情報等を入力し、必要書類を添付して送信してください。

なお、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために「申請サポート会場」が開設されています。ご利用は完全事前予約制ですので、「持続化給付金」ホームページのWeb予約か電話予約（☎0570-077-866）の後、必要書類を確認してからご利用ください。

会場：長野市若里市民文化ホール（5月14日～）、上田商工会議所（5月28日～）

■問い合わせ先

○持続化給付金事業コールセンター

直通番号：0120-115-570 IP電話専用回線：03-6831-0613（通話料がかかります）

受付時間：6月 午前8時30分～午後7時（毎日） 7月以降 午前8時30分～午後7時（土曜日除く）

8月以降 午前8時30分～午後5時（土曜日除く）

申請期限
令和3年1月15日（金）